

大津市が作成した地図等の利用手続き（測量成果の複製・使用申請フロー）

大津市発行の地図等を複製し、その成果品を不特定多数の者が利用できるようにする場合などや、その地図等を基に新たな地図する場合などには、測量法の規定に基づき、あらかじめ大津市長の複製または使用の承認を得なければならない場合があります。

■複製とは（測量法第43条関係）

・紙地図及びラスターデータ型の地図画像を背景用にコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自情報を付加したもの。

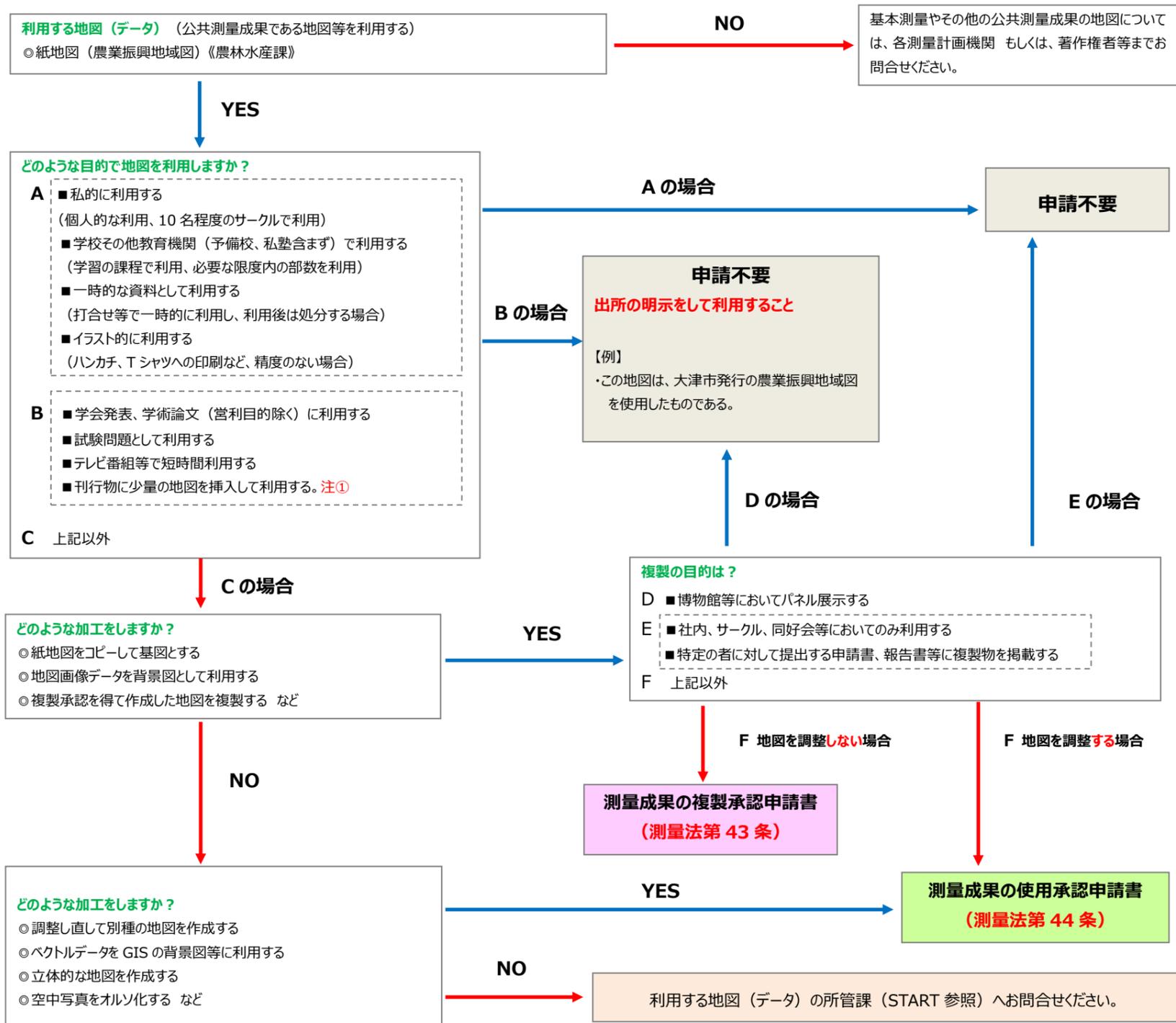
■使用とは（測量法第44条関係）

・測量成果をスクラップやトレースし、原測量成果を調整し直して別種の地図を作成するもの。

・測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図（地質図等）を作成するもの。

・ベクトルデータ及び標高データから地図画像を作成する行為をするもの。

START



注① 刊行物等に少量の地図を挿入して利用とは（刊行物等に内容を補足するため、以下の基準の少量の地図等を補助的に挿入する場合）

◆書籍、冊子、報告書、パンフレット等の場合

- ・1ページの大きさの1/4以下の大きさで地図の一部を掲載する場合
- ・1ページの大きさの1/2以下の大きさで地図の一部を掲載する場合
→ 総ページ数の30%以内
- ・1ページの大きさの1/2を超えて、1ページに収まる大きさで地図の一部を掲載する場合
→ 総ページ数の10%以内
- ・内容に合致する地図の一部を書籍等の表紙に利用する場合

◆Webサイト等の場合

- ・300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部（ラスター形式）を掲載する場合
- ・300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部（ラスター形式）を掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで
（スクロール機能により画面の大きさ以上の地図が見ることができる場合は、1枚でも申請が必要）

複製及び使用の事例など詳細については、「国土地理院の地図の利用手続」をご覧ください。

<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>